

避難困難者利用施設への建築条件について議論いただきたい内容

第19回 流域治水推進審議会
令和8年1月8日
議 第3号 資料

1. 社会福祉施設等の建築条件について

- 対象降雨 1/10年確率降雨 or 1/100年確率降雨 or 1/200年確率降雨
- 想定浸水深 0.5m以上 or 1.0m以上(床高+ベッド高)

2. 区域指定の考え方について

- 区域指定図の作成方法と指定プロセスについて

3. 対象施設の考え方と現行条例の社会福祉施設等の取扱

- 対象施設 入所 or 入所+通所
- 現行条例の条件(1/200、3m以上はかさ上げ義務)を残して、別枠で条件を追加するのか。
- 現行条例の条件を廃止し、今回の基準に統合するのか。

4. 既存不適格施設に対する支援制度の考え方

- 水害協の取組の中で避難確保計画作成に係る技術的支援を継続実施。
- 厚生労働省が所管しているの社会福祉施設の水害対策として「社会福祉施設の耐震・防災対策促進事業」による補助金を創設している。

【メニュー】非常用自家発電設備、水害対策に伴う改修等

⇒建築条件の見直しに伴い、既存施設には「社会福祉施設の耐震・防災対策促進事業」に上乗せした支援策の創設 など

現行条例における社会福祉施設等の建築条件

第19回 流域治水推進審議会
令和8年1月8日
議 第3号 資料

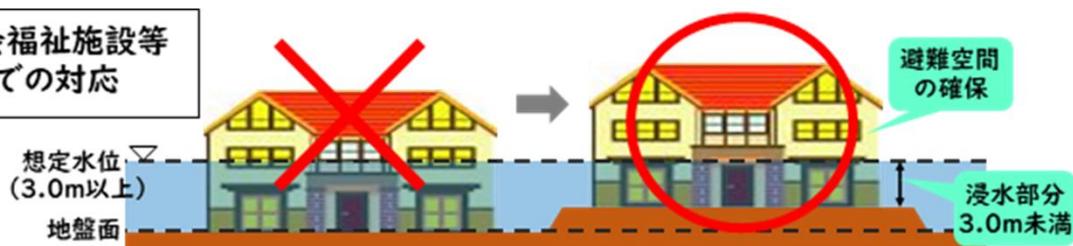
浸水警戒区域における社会福祉施設等の建築条件

- ① 想定水位以上に、避難できる場所（盛土による嵩上げやバルコニー、屋根裏部屋+非常用の進入口となる窓等、屋上等）がある。
- ② 想定水位以下が木造であれば、木造部分の浸水部分が3m未満か、耐水性構造である。
- ③ 「付近に有効な避難場所があること」を許可基準に含めていない。

倉敷市真備町の被災状況から見える現条例の課題

- 犠牲者の9割が独居の高齢者や高齢者夫婦、障害者。
- 犠牲者51人の内、43名が建物内。
- 建物内での犠牲者43名の内、42名が1階で亡くなっており、その半分の21名が2階建てに住んでいた。
- ✓ 要支援者は、水平避難だけでなく、垂直避難も困難な場合がある。

社会福祉施設等
での対応

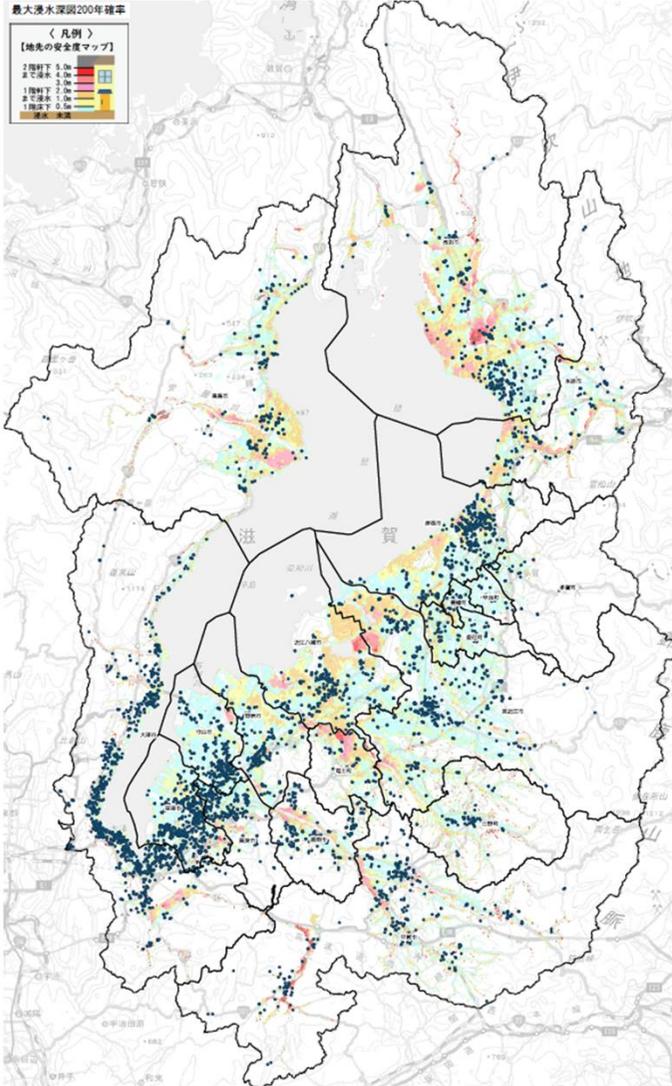


高梁川水系高梁川：岡山県倉敷市真備町（写真：国土交通省 岡山河川事務所） 2

県内の社会福祉施設等の浸水リスク

第19回 流域治水推進審議会
令和8年1月8日
議 第3号 資料

滋賀県における社会福祉施設等分布状況



| 県内の社会福祉施設等の数 | 10年確率 浸水深0.5m以上 | 10年確率 浸水深1.0m以上 | 10年確率 浸水深3.0m以上 |
|-------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| (県) 1,514 / (市町) 3,189 (計) 4,703 | (県) 45 / (市町) 38 (計) 83 | (県) 2 / (市町) 8 (計) 10 | (県) 0 / (市町) 1 (計) 1 |
| 【入所施設数】 (県) 358 / (市町) 未調査 | 【入所施設数】 (県) 15 / (市町) 未調査 | 【入所施設数】 (県) 0 / (市町) 未調査 | 【入所施設数】 (県) 0 / (市町) 未調査 |
| 100年確率 浸水深0.5m以上 | 100年確率 浸水深1.0m以上 | 100年確率 浸水深3.0m以上 | |
| (県) 224 / (市町) 295 (計) 519 | (県) 57 / (市町) 78 (計) 135 | (県) 0 / (市町) 7 (計) 7 | |
| 【入所施設数】 (県) 56 / (市町) 未調査 | 【入所施設数】 (県) 21 / (市町) 未調査 | 【入所施設数】 (県) 0 / (市町) 未調査 | |
| 200年確率 浸水深0.5m以上 | 200年確率 浸水深1.0m以上 | 200年確率 浸水深3.0m以上 | |
| (県) 312 / (市町) 431 (計) 743 | (県) 102 / (市町) 143 (計) 245 | (県) 2 / (市町) 9 (計) 11 | |
| 【入所施設数】 (県) 88 / (市町) 未調査 | 【入所施設数】 (県) 35 / (市町) 未調査 | 【入所施設数】 (県) 1 / (市町) 未調査 | |

※表中の浸水深の考え方
0.5m以上: 床上浸水目安
1.0m以上: ベッドの高さを考慮した溺死する恐れのある目安
3.0m以上: 2階床面が浸水する目安

※表中の社会福祉施設等の定義
水防法上で避難確保計画の作成が義務付けられている施設

※令和6年12月時点(県施設)
平成29年12月時点(市町施設)

避難困難者利用施設に対する区域(案) 床上浸水発生確率図①

第19回 流域治水推進審議会
令和8年1月8日
議 第3号 資料

滋賀県防災情報マップ

ホームへ

マップを表示

2画面で
比べて見る

災害リスクを
抽出してみる

URL

マップの透過率 30 %
凡例 表示 非表示

水害・土砂災害
リスクマップ
水害リスク
マップ
地震リスク
マップ
任意のマップを
選んで表示

▼地図に重ねる
▼背景地図

床上浸水発生確率

解説

大雨が降った場合に生じる被害
の起こりやすさを表したもの
(浸水深 0.5 m 以上)



- 10.0% 以上 (10年に1度)
- 3.3% 以上 (30年に1度)
- 2.0% 以上 (50年に1度)
- 1.0% 以上 (100年に1度)
- 0.5% 以上 (200年に1度)
- 解析対象外

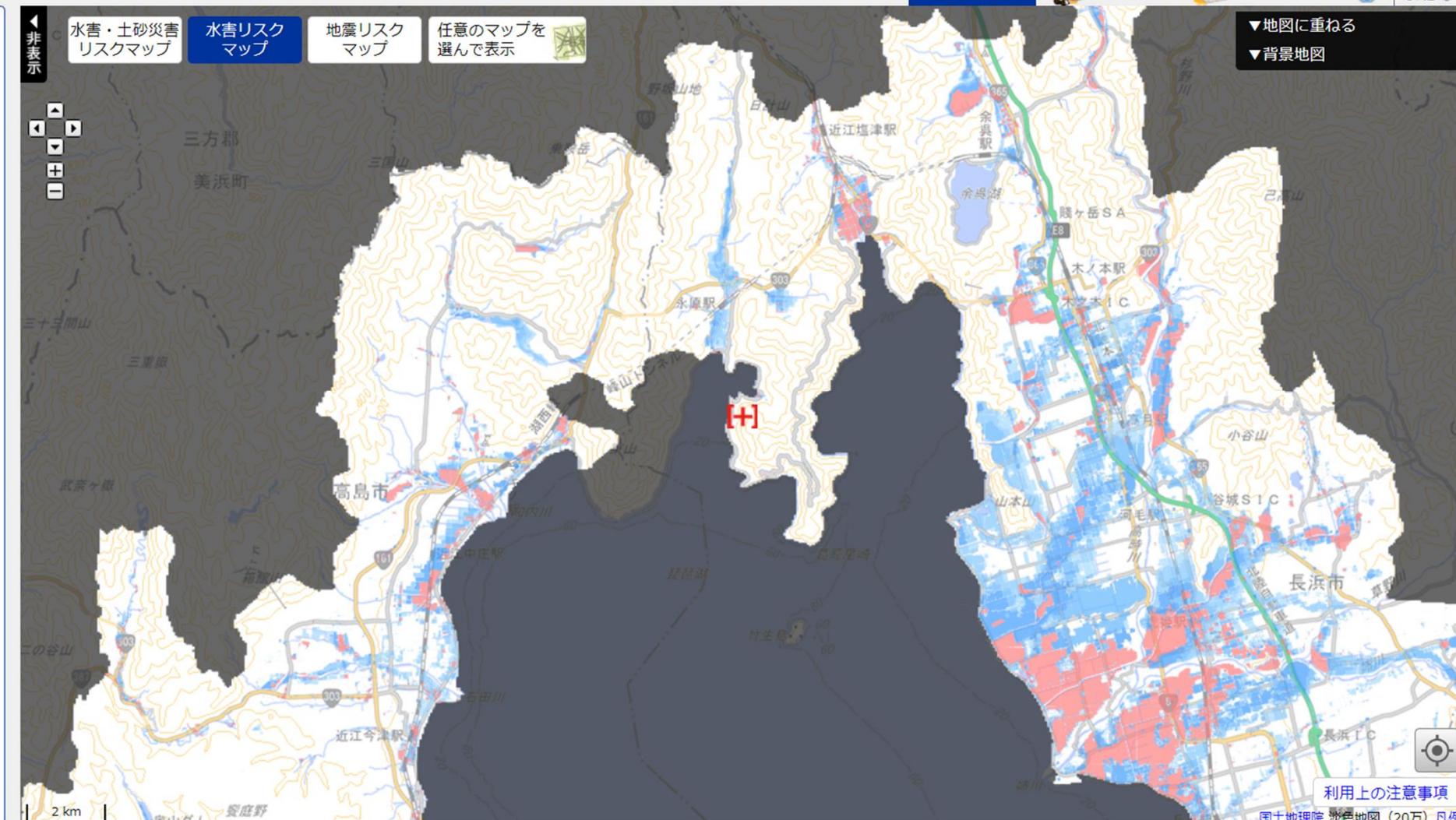
家屋水没発生確率

解説

大雨が降った場合に生じる被害
の起こりやすさを表したもの
(浸水深 3 m 以上)



- 10.0% 以上 (10年に1度)
- 3.3% 以上 (30年に1度)
- 2.0% 以上 (50年に1度)
- 1.0% 以上 (100年に1度)
- 0.5% 以上 (200年に1度)
- 解析対象外



利用上の注意事項

国土地理院 彩色地図 (20万) 凡例

避難困難者利用施設に対する区域(案) 床上浸水発生確率図②

第19回 流域治水推進審議会
令和8年1月8日
議 第3号 資料

マップの透過率 30 %

凡例 表示 非表示

● 床上浸水発生確率 [解説](#)

大雨が降った場合に生じる被害の起こりやすさを表したもの(浸水深 0.5 m 以上)



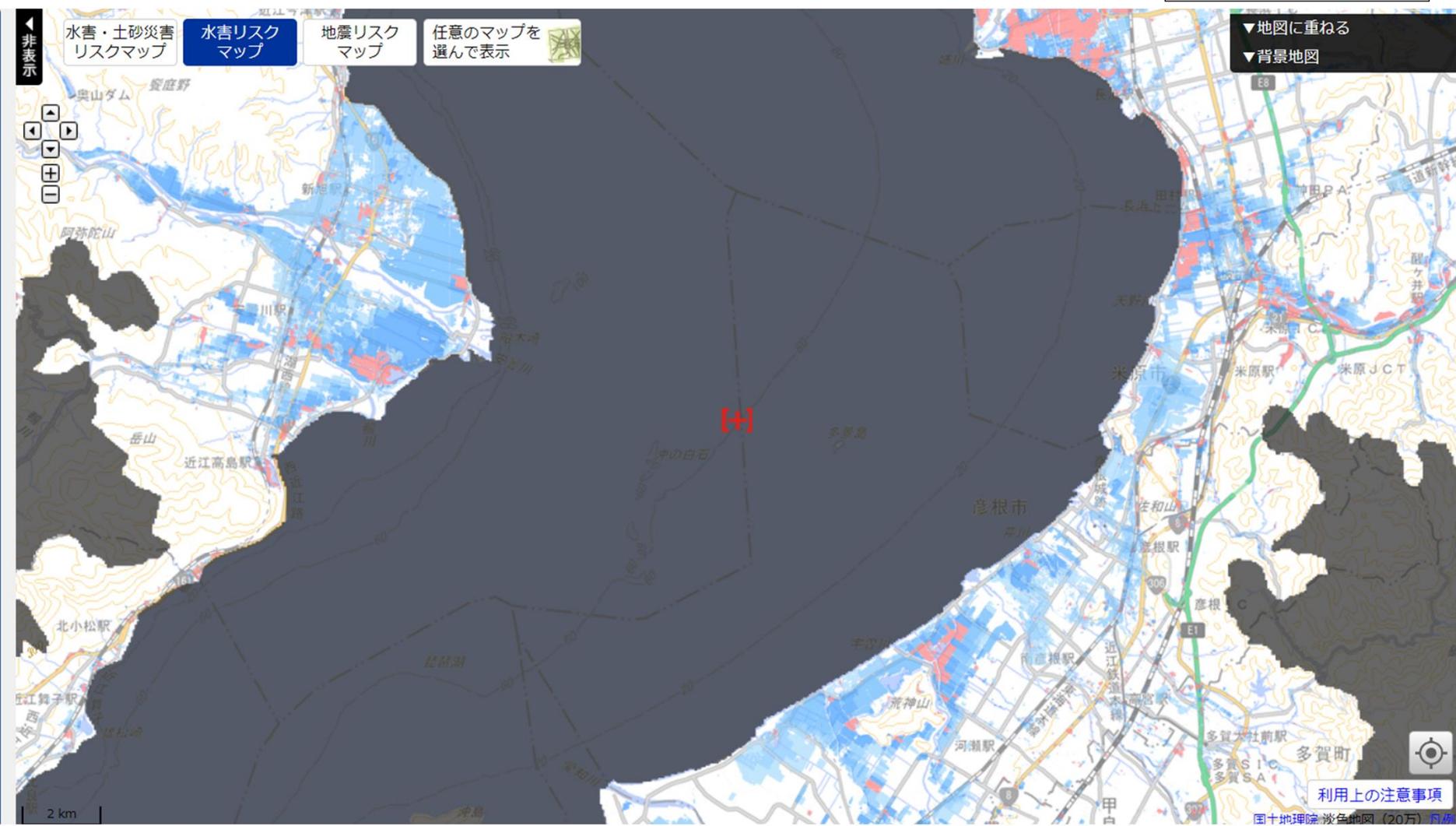
- 10.0% 以上 (10年に1度)
- 3.3% 以上 (30年に1度)
- 2.0% 以上 (50年に1度)
- 1.0% 以上 (100年に1度)
- 0.5% 以上 (200年に1度)
- 解析対象外

○ 家屋水没発生確率 [解説](#)

大雨が降った場合に生じる被害の起こりやすさを表したもの(浸水深 3 m 以上)



- 10.0% 以上 (10年に1度)
- 3.3% 以上 (30年に1度)
- 2.0% 以上 (50年に1度)
- 1.0% 以上 (100年に1度)
- 0.5% 以上 (200年に1度)
- 解析対象外



避難困難者利用施設に対する区域(案) 床上浸水発生確率図③

第19回 流域治水推進審議会
令和8年1月8日
議 第3号 資料

マップの透過率 30 %
凡例 表示 非表示

● 床上浸水発生確率

大雨が降った場合に生じる被害の起こりやすさを表したもの(浸水深0.5m以上)



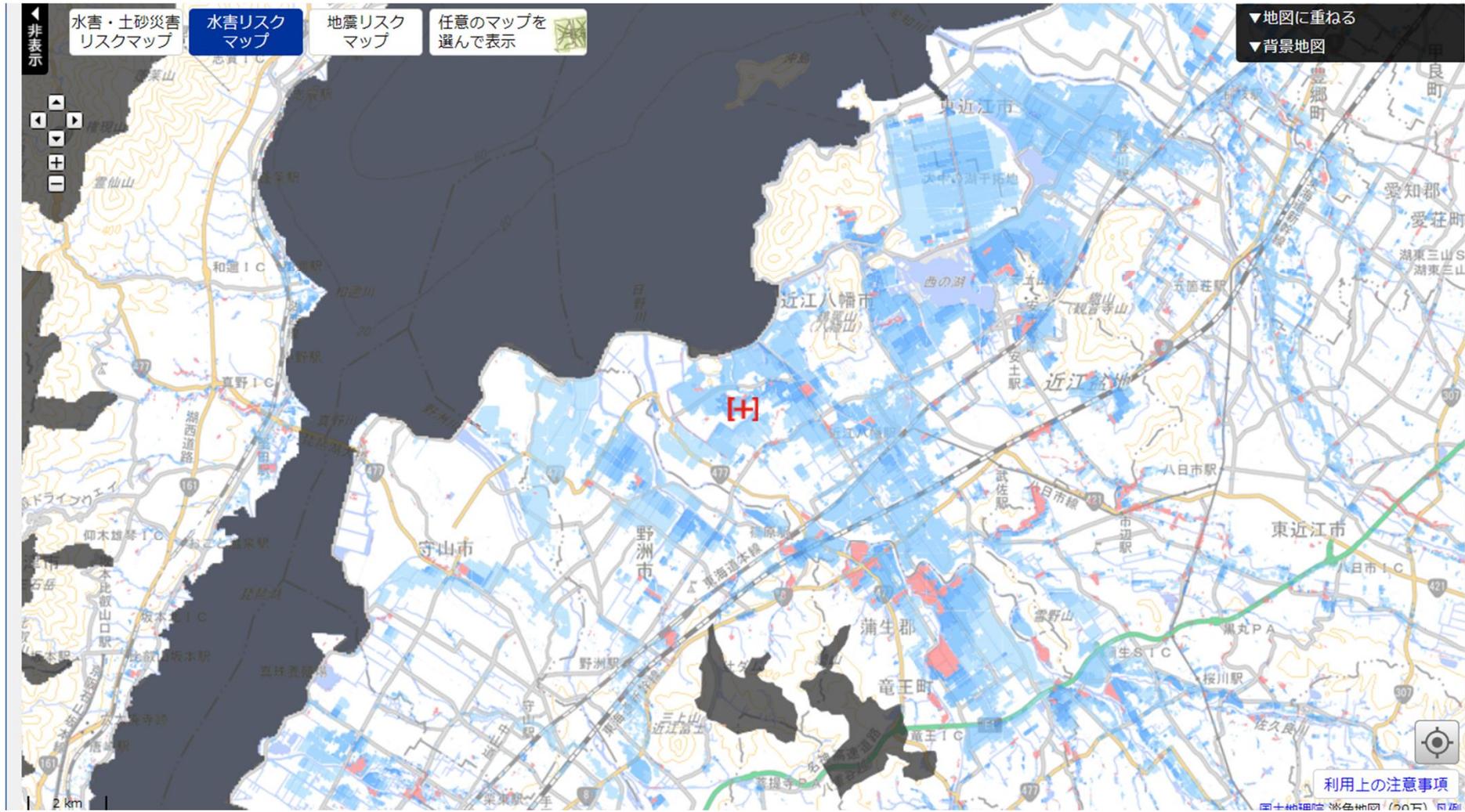
- 10.0% 以上 (10年に1度)
- 3.3% 以上 (30年に1度)
- 2.0% 以上 (50年に1度)
- 1.0% 以上 (100年に1度)
- 0.5% 以上 (200年に1度)
- 解析対象外

○ 家屋水没発生確率

大雨が降った場合に生じる被害の起こりやすさを表したもの(浸水深3m以上)



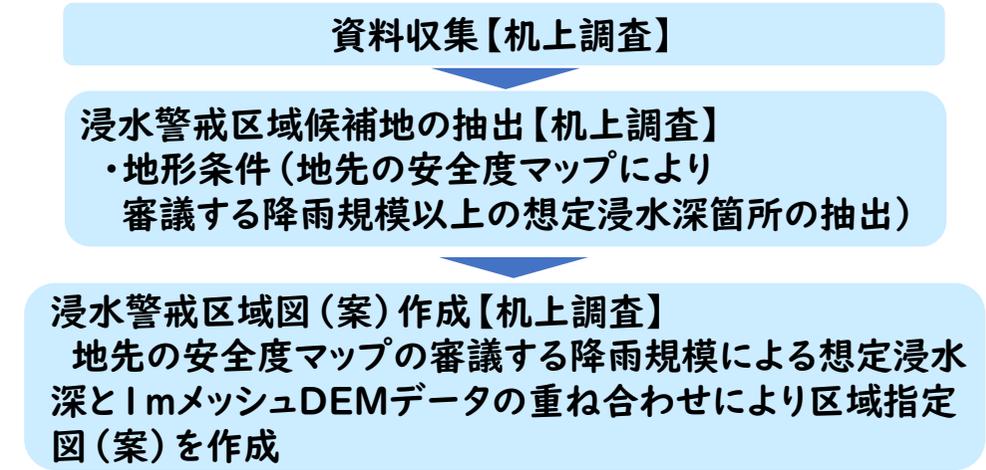
- 10.0% 以上 (10年に1度)
- 3.3% 以上 (30年に1度)
- 2.0% 以上 (50年に1度)
- 1.0% 以上 (100年に1度)
- 0.5% 以上 (200年に1度)
- 解析対象外



利用上の注意事項

社会福祉施設等の建築条件に係る新たな浸水警戒区域について

⇒区域(案)の作成方法について
机上調査のみで新たな浸水警戒区域(案)を作成

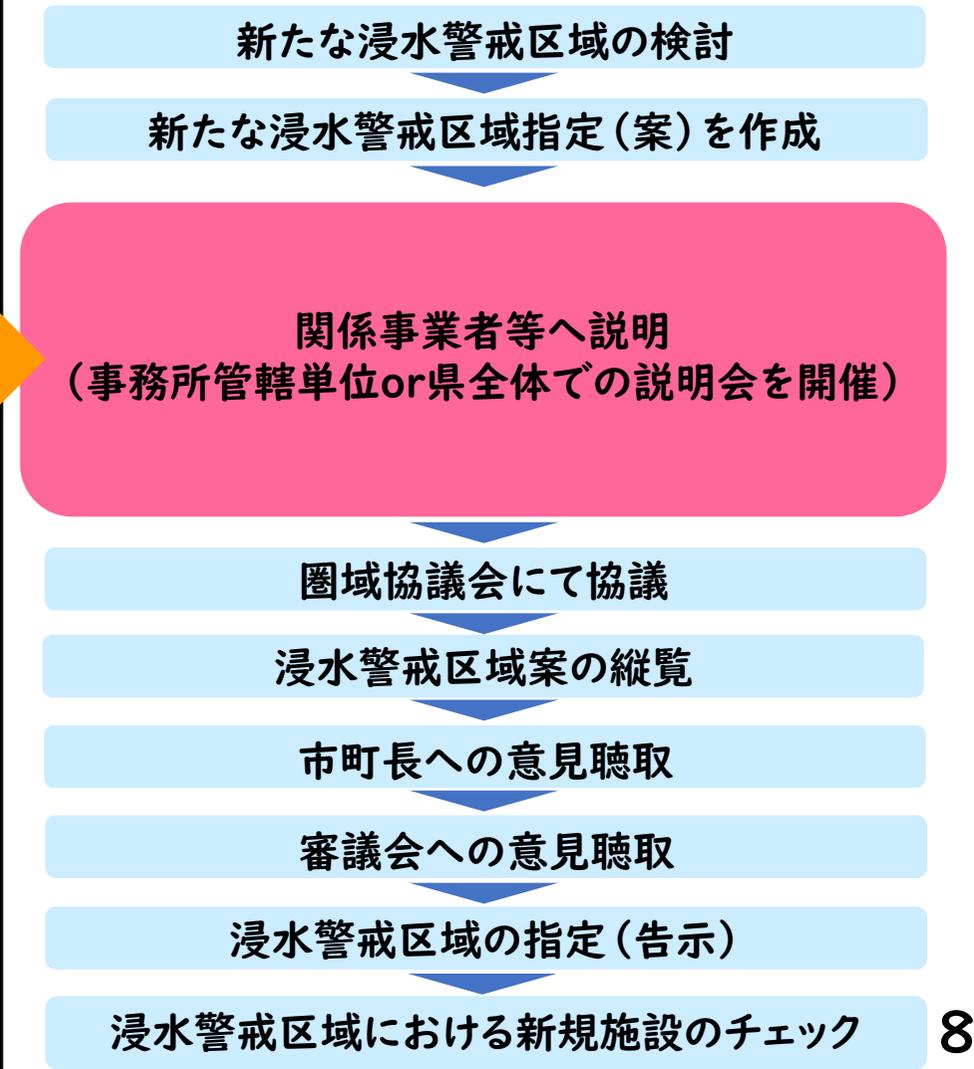


課題
✓重点地区の区域指定図で作成した場合
・対象降雨規模 1/200年確率
・想定浸水深を0.5m以上 に設定すると

広大な範囲が対象となり、現地測量等を実施しての区域図作成は困難。

対応方針
⇒机上調査のみで、新たな浸水警戒区域指定図を作成。

社会福祉施設等に係る新たな区域指定プロセス(案)



合意
形成

現行条例で建築条件の対象となる社会福祉施設等

第19回 流域治水推進審議会
令和8年1月8日
議 第3号 資料

滋賀県流域治水の推進に関する条例施行規則 抜粋

(社会福祉施設等)

第7条 条例第14条第1項に規定する規則で定める社会福祉施設、学校または医療施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設および宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターおよび里親支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援または放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康包括支援センター（妊婦、産婦またはじょく婦の収容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設
- (2) 幼稚園および特別支援学校
- (3) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）および助産所（妊婦、産婦またはじょく婦の収容施設があるものに限る。）

水防法上で避難確保計画作成が義務付けられている社会福祉施設等一覧①

| | | | |
|---------------------|----|-----------------------|------------|
| 助産施設 | 入所 | 乳児院 | 入所 |
| 児童養護施設 | 入所 | 児童心理治療施設 | 入所 |
| 小型児童館 | | 児童センター | |
| 大型児童館A型、B型、C型 | | その他の児童館 | 子どもが利用する施設 |
| 子育て短期支援事業の用に供する施設 | 入所 | 一時預かり事業の用に供する施設 | |
| 幼稚園 | | 障害児入所施設（福祉型、医療型） | |
| 児童発達支援センター（福祉型、医療型） | | 身体障害者福祉センター（A型、B型） | |
| 障害者更生センター | | 補装具製作施設 | |
| 盲導犬訓練施設 | | 点字図書館 | 障害者が利用する施設 |
| 点字出版施設 | | 聴覚障害者情報提供施設 | |
| 障害者支援施設 | 入所 | 地域活動支援センター | |
| 福祉ホーム | 入所 | 生活介護事業所（老人短期入所施設） | |
| 短期入所事業所 | 入所 | 共同生活援助事業所 | 入所 |
| 自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所 | | 就労移行支援事業所 | |
| 就労継続支援（A型、B型）事業所 | | 児童発達支援事業所 | |
| 放課後等デイサービス事業所 | | 特別支援学校 | |
| 養護老人ホーム（一般、盲） | 入所 | 軽費老人ホーム（A型、B型、※ケアハウス） | ※入所 |
| 都市型軽費老人ホーム | | 老人福祉センター（特A型、A型、B型） | |
| 老人短期入所施設 | 入所 | 老人デイサービスセンター | |
| 有料老人ホーム | | 認知症対応型共同生活介護事業所 | 入所 |
| 病院 | | 一般診療所（有床） | |
| 助産所 | | 救護施設 | 高齢者が利用する施設 |
| 更生施設 | | 授産施設 | 9 |

※現条例では入所・通所問わず対象としている。

現行条例で建築条件の対象外となる社会福祉施設等

第19回 流域治水推進審議会
令和8年1月8日
議 第3号 資料

水防法上で避難確保計画作成が義務付けられている社会福祉施設等一覧②

| | | | |
|-------------------|-------------------|--------------------|----|
| 女性自立支援施設 | 入所 | 母子生活支援施設 | 入所 |
| 児童自立支援施設 | 入所 | 児童家庭支援センター | |
| 児童遊園 | 子どもが利用する施設 | 母子・父子福祉センター | |
| 母子・父子休養ホーム | | 保育所型認定こども園 | |
| (認可)保育園 | | 小規模保育事業所(A型、B型、C型) | |
| 幼保連携型認定こども園 | | 家庭的保育事業所 | |
| 小規模保育事業所 | | 事業所内保育事業所 | |
| 児童相談所一時保護施設 | 入所 | 女性相談支援センター一時保護施設 | 入所 |
| 認可外保育施設 | | 小規模住居型児童養育事業所 | 入所 |
| 児童自立生活援助事業所 | 入所 | 放課後児童健全育成事業実施施設 | |
| 幼保連携型認定こども園(1号認定) | | 居宅介護事業所 | |
| 重度訪問介護事業所 | | 同行援護事業所 | |
| 行動援護事業所 | 障害者が利用する施設 | 療養介護事業所 | 入所 |
| 重度障害者等包括支援事業所 | | 計画相談支援事業所 | |
| 地域相談支援(地域移行支援)事業所 | | 地域相談支援(地域定着支援)事業所 | |
| 宿泊型自立訓練事業所 | 入所 | 保育所等訪問支援事業所 | |
| 障害児相談支援事業所 | | 居宅訪問型児童発達支援事業所 | |
| 就労定着支援事業所 | | 自立生活援助事業所 | |
| 盲人ホーム | | サ高住(有料老人ホームではない) | 入所 |
| サ高住(有料老人ホーム) | 入所 | 訪問介護事業所 | |
| 訪問入浴事業所 | | 訪問看護事業所 | |
| 訪問リハビリテーション事業所 | | 通所介護事業所 | |
| 地域密着型介護事業所 | | 通所リハビリテーション事業所 | |

水防法上で避難確保計画作成が義務付けられている社会福祉施設等一覧③

| | | | |
|----------------|----|-----------------------------|----|
| 短期入所生活介護事業所 | 入所 | 短期入所療養介護事業所 | 入所 |
| 居宅療養管理指導事業所 | | 特定施設入居者生活介護事業所 | 入所 |
| 福祉用具貸与事業所 | | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 入所 |
| 夜間対応型訪問介護事業 | | 認知症対策型通所介護事業所 | |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 入所 | 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 | 入所 |
| 居宅介護支援事業所 | | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム。地域密着型含む) | 入所 |
| 介護老人保健施設 | 入所 | 介護療養型医療施設 | |
| 介護医療院 | 入所 | 高齢者が利用する施設 | 入所 |
| 歯科診療所 | | 一般診療所(有床以外) | |
| 柔道整復施術所 | | あはき施術所 | |
| 宿所提供施設 | | 医療保護施設 | |
| 隣保館 | | 無料定額診療施設 | |
| 小学校 | | へき地保健福祉館 | |
| 高等学校 | | 中学校 | |
| 専門学校 | | 大学・短期大学 | |

※表中の施設は、現条例で建築条件の対象となる社会福祉施設等は除いています。

現状

- 条例に基づく建築条件の対象外となる社会福祉施設が存在。
- 社会福祉施設には、入所されている施設と通所の施設がある。

避難困難者利用施設への建築条件について議論いただきたい内容

第19回 流域治水推進審議会
令和8年1月8日
議 第3号 資料

1. 社会福祉施設等の建築条件について

- 対象降雨 1/10年確率降雨 or 1/100年確率降雨 or 1/200年確率降雨
- 想定浸水深 0.5m以上 or 1.0m以上(床高+ベッド高)

2. 区域指定の考え方について

- 区域指定図の作成方法と指定プロセスについて

3. 対象施設の考え方と現行条例の社会福祉施設等の取扱

- 対象施設 入所 or 入所+通所
- 現行条例の条件(1/200、3m以上はかさ上げ義務)を残して、別枠で条件を追加するのか。
- 現行条例の条件を廃止し、今回の基準に統合するのか。

4. 既存不適格施設に対する支援制度の考え方

- 水害協の取組の中で避難確保計画作成に係る技術的支援を継続実施。
- 厚生労働省が所管しているの社会福祉施設の水害対策として「社会福祉施設の耐震・防災対策促進事業」による補助金を創設している。

【メニュー】非常用自家発電設備、水害対策に伴う改修等

⇒建築条件の見直しに伴い、既存施設には「社会福祉施設の耐震・防災対策促進事業」に上乘せした支援策の創設 など